

週休2日交替制工事実施要領 改定概要

現行

○発注者指定型

「完全週休2日(交替制)」の補正係数を計上し発注
(評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日(交替制)」
の補正係数を計上

○対象工事

単価契約、営繕関係、港湾漁港関係を除く工事で、随意契約等現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

○対象工事は特記仕様書を添付

○工期設定・延長

工期設定支援システムの活用等により適切な工期を設定

○工事成績評定

「完全週休2日(交替制)」(評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日(交替制)」)の達成の場合は加点

「完全週休2日(交替制)」(評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日(交替制)」)対象工事で、初回打合せ時において受注者側に「月単位の週休2日(交替制)」(評価期間が7日に満たない工事は「通期の週休2日(交替制)」)に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は減点

初回打合せ時に、工事打合簿にて週休2日に取り組む意向を確認

○経費の補正

達成状況により、「月単位の週休2日」の補正係数又は「補正なし」に減額変更

初回打合せ時に、工事打合簿にて未達成時の減額金額を必ず提示し、意向を確認

○総合評価

加点等なし

令和8年7月15日以降に当初設計書を作成する工事から適用

○発注者指定型

「完全週休2日(交替制)」(評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日(交替制)」)に取り組む工事として発注
(空港事業は「完全週休2日(交替制)」の補正係数を計上。その他の事業は補正係数による補正を行わない。

○対象工事

単価契約、営繕関係、港湾漁港関係を除く工事で、随意契約等現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

○対象工事は特記仕様書を添付

○工期設定・延長

工期設定支援システムの活用等により適切な工期を設定

○工事成績評定

「完全週休2日(交替制)」(評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日(交替制)」)の達成の場合は加点

「完全週休2日(交替制)」(評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日(交替制)」)対象工事で、初回打合せ時において受注者側に「月単位の週休2日(交替制)」(評価期間が7日に満たない工事は「通期の週休2日(交替制)」)に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は減点

初回打合せ時に、工事打合簿にて週休2日に取り組む意向を確認

○経費の補正

空港事業は、達成状況により、「月単位の週休2日」の補正係数又は「補正なし」に減額変更

初回打合せ時に、工事打合簿にて未達成時の減額金額を必ず提示し、意向を確認

○総合評価

加点等なし

「完全週休2日(交替制)」:対象者が交替しながら毎週2日以上の日を確保

「月単位の週休2日(交替制)」:対象者が交替しながら毎月4週8休以上の休日確保